

第1章 住居表示に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉に資することを目的とする。

〔解説〕

現在わが国の住居表示は、住居表示に関する法律に基づく街区符号及び住居番号等を用いる方法と町名地番を用いる方法とが混在している。このうち町名地番を用いる方法は、市街化が進んでいる地域及び、飛地のある地域等において住居の表示を分かりにくくしている。この原因としてはまず「土地の番号」である地番がその本来の目的である「土地の番号」の性格をこえて住所を表示する目的に転用されていることから、地番そのものが分合等を繰り返し複雑となっているところ、地番区域が広すぎるところ及び地番が順序に並んでいないところでは、住居の表示もわかりにくいものとなる。次に、町名についていえば、同一町名が多数存在すること、町界が錯綜し又は飛地があること等により、住居の表示を分かりにくくしている。

このため、このような地域においては、住居が、分からぬことにより大事な冠婚葬祭に間に合わなかったり郵便、電報等の遅配を生じたりしている。

住居表示に関する法律は、このような状態を解消するために、昭和37年に制定されたものである。

第1章 住居表示に関する法律

本法の目的は、合理的な住居表示制度の確立及び住居表示の実施に必要な措置の制定を通して、住居表示に係る諸種の混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させ、もって公共福祉の増進に資することである。

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20の区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 1 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区に於ける建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。
- 2 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(解説)

本条は、住居表示の原則を定めたものである。

この原則は、市街地にある住所若しくは、居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所の表示について適用され、必要に応じ都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法第252条の20の区、すなわち行政区、例えば横浜市港北区、福岡市中央区というような区である。)及び町村の名称を冠するほか、街区方式又は道路方式のいずれかの方法によることである。

第1章 住居表示に関する法律

街区方式とは、市町村内の町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域すなわち街区につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び街区にある建物その他の工作物に一定の方式によってつけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法である。この場合において、住居表示の仕方は、○○市○○町5番35号というようになる。

道路方式とは、市町村の道路に名称をつけ、例えば昭和通りというような名称と、その道路に接し、又はその道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物に一定の方式によってつけられる住居番号を用いて表示する方法である。その場合の住居表示の仕方は○○市○○通り30号というようになり、町名が住居表示に表われてこないものである。

1 「市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所」を「住居」という言葉で表現したのは、我々が日常郵便のあて名あるいはその他名刺等に自己の存在する場所を表示する場合には、住所若しくは居所が典型的なものであるからである。

しかし、これ以外のいろいろな場所の表示にも、町名と番地を用いて表示してきたのが実情で、例えば勤務先の会社、官公庁等の所在地を名刺に表わしたり、市町村の会館の場所の表示にも用いてきた。

住居表示の法律は、市街地におけるこのような「住居の表示」に、元来、土地の番号である地番（不動産登記法第78条参照）を使用することが不合理であり、これらの地域においては住居の表示に建物の敷地の地番と同一の番号（同法施行令第5条参照）を使用しないという意図をもって、場所を表示する制度を確立するために定められたものである。したがって、市街地において、住所、居所だけを住居番号方

第1章 住居表示に関する法律

式で表現し、その他の施設の場所の表示に番地を使用したのでは、法の目的及び意義は徹底しない。ここに「住居」の意義を定めて、市街地における事業所その他の施設の場所についても住居番号を用いるよう規定したわけである。

「住所若しくは居所」とは、民法の「住所若しくは居所」の範囲と同じである。すなわち、人の生活の本拠又は居住の場所を住所又は居所といい、法人の場合にあってはその主な事務所の所在地である。

(民法第21条乃至第24条、第30条参照)

「事務所、事業所」とは、官公庁の執務場所であるところの庁舎、又は会社の営業所、出張所若しくは工場のようなものであり、「その他これらに類する施設」とは市町村の会館若しくは公園その他公共の目的をもって設置される公の施設並びに貨物の配達の対象となる倉庫類があげられる。

2 「都道府県、郡、市、区、町村の名称を冠する」とは、原則としてこれらの名称を冠することを義務づけているものであるが、あらゆる場合にこれらの名称を冠しなければならないわけではなく、「必要に応じて」というような意味も含まれている。例えば、東京都と書かずにして」というような意味も含まれている。例えば、東京都と書かずにして」などという表示の方法も差支えない都内又は単に渋谷区若しくは千代田区という表示の方法も差支えないわけであり、同一市内に住む人たちが市内〇〇町〇〇番〇〇号とする書き方は現在でも行われている通常の慣習であり、この点においては従来と異なるところはない。

(語義)

(1) 「特別区」とは、地方自治法第281条第1項に規定される都の区であり、現在23区あり、東京都の千代田区、中央区等がこれに当たる。

(2) 「区(地方自治法第252条の20の区をいう。)」とは、政令で指定する人口50万人以上の市において、市長の権限に属する事務を分掌さ

第1章 住居表示に関する法律

せるため条例で区域を分けて設けられる区であり、札幌市の豊平区とか横浜市の磯子区、神戸市の須磨区等のいわゆる行政区がその例である。

- (3) 「軌道」とは、軌道法（大正10年法律第76号）にいう軌道である。
- (4) 「その他の恒久的な施設」とは、例えばコンクリートで築造された強固なせき堤又は埠とかの施設をいうものである。
- (5) 「街区符号」とは街区につけられる符号であるが、実施基準においては番号を用いるものとされている。

〔参考〕 1 不動産登記法第78条【土地の表示の登記】土地ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 1 土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ字
 - 2 地番
 - 3 地目
 - 4 地積
 - 5 所有権ノ登記ナキ土地ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分
- 2 同法施行令第5条 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもって定める。ただし、数個の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が数筆の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に符号を附する等の方法により、適当にこれを定める。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方

第1章 住居表示に関する法律

法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

- 3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 市町村は、第1項及び第2項に規定する措置を行なうに当たつては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

〔解説〕

本条は、市町村に第2条に規定する住居表示を実施する義務を明示し、第1項から第3項の規定によりその実施手続を定めているものである。市町村は、この規定に従い議会の議決を経て市街地につき区域を定めるとともにその区域における住居表示の方法を定めなければならない。

1 第2条に規定する住居表示の方法は、同条に定めるところにより市街地に限り行われる住居表示の方法である。大方の市町村においては、市街地地域と市街地でない地域（農村と同じような山地、林野の地域）がある。特に、町村合併等により市町村の区域が広大になった市町村は、市街地でない地域を多く含むものもできている。

したがって、住居表示を実施するためには、当該市町村の区域のうちどこまでの部分が市街地的な地域であるのかの線引をしなければならない。これにより当該市の区域は、第2条に規定する住居表示の実施に基づく街区符号及び住居番号を用いる地域と従来通りの町名と番地による住居表示の行われている地域に分けられる。

ここにいう「市街地」（注）とは、地方自治法第8条第1項第2号

第1章 住居表示に関する法律

に「当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している云々」である市街地と同じ意義であり、常識上の概念で、客観的に市街地という概念にあてはまる地域を指すものである。市町村の区域内における市街地の具体的な認定は、第1項にも規定しているように、当該市町村に任されており、市町村はその権限に基づき、その市街地区域を次に掲げる「議案形式」(参考)により地図の上に示して定める。

なお、市街地の区域を具体的に決定するのは市町村であるが、その決定が客観的に妥当性を失っていると認められるとき、例えば純然たる市街地であるのに、住居表示の実施をちゅうちょする等の関係から「市街地区域なし」のような決定をした場合には法第10条第2項の規定による自治大臣又は都道府県知事の勧告の措置がなされることになる。

(注) 市街地

市街地とは、上述のように常識的概念としての市街地をその範囲に考えればよいのであるが、一応の参考基準となるべきものは、総理府統計局が昭和55年国勢調査においてまとめた人口集中地区の資料である。

これは「市町村の区域内で人口密度の高い調査区がたがいに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域」であるが、具体的には、人口が5,000人以上で、かつ、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域等をいい、これを「人口集中地区」として統計局が全国の実態を集計したもので、その発表された資料の地図に朱線で囲んで区域が明示されているのである。(昭和58年2月総理府統計局編「我が国の人団集中地区」)

(参考) 議案形式

第1章 住居表示に関する法律

(第1案)

議案第 号

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区（道路）方式によるものとする。

（別図）

（別図の縮尺は 分の1とする。）

(第2案)

議案第 号

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、当市の市街区域について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、当市における市街地の区域を別図のとおり定める。

（別図）

（別図の縮尺は 分の1とする。）

議案第 号

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による、当市の市街地区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による当市の市街地区域における住居表示の方法は街区（道路）方式によるものとする。

第1章 住居表示に関する法律

「市街地につき区域を定め」の解釈は、その定め方につき通常三つの場合が考えられる。すなわち、その市町村における①現在の市街地全域を図示して一回に定めてしまうやりかたと②市街地が例えば12平方キロメートルある場合において4年間の年度計画により実施していくという場合には、最初の年度に2平方キロメートルの北よりの区域、第2年度にその隣接の南に下った部分の2平方キロメートルの区域、第3年度にさらに南下した隣接地域4平方キロメートル、さらに第4年度に最終地域の4平方キロメートルの区域を市街地として定めるという具合に、漸次、年度計画に従い拡張していくやりかたの二つの方法がある。その市町村の事情によりいずれによるも差支えない。さらに、もう一つの場合とは、上記のようにして現在の市街地全域を定めたり、又は年度計画により順次現市街地全部が定められたりした後において、当該市町村が発展して市街地的な場所がさらにできた場合においては、適宜それを従前の区域に加えて市街地の区域を拡長するための議案を提出することになる。

「当該区域における住居表示の方法を定める」とは、その区域における住居表示の方法として、街区方式又は道路方式のいずれの方法によるかを定めるわけである。

なお、道路方式の採用を検討しようとする団体がある場合には、あらかじめ、自治省に連絡することとなっている（昭和39年4月14日付け自治振第71号、自治省行政局長から各都道府県知事あて通知「道路方式による住居表示に関する答申について」参照）。

議会の議決については、議会に修正権があるかという問題があるが、地方自治法第7条及び第260条の議決とは異なり、議会においても修正権はあるものと解する。

2 市町村は、第1項の規定により区域及びその区域における住居表示

第1章 住居表示に関する法律

の方法を定めたときは、その区域について街区符号、住居番号又は道路の名称（以下「街区符号等」という。）をつけなければならない。

この場合において、そのつけ方は、自治大臣の定める基準に従ってつけなければならない。（法第12条により、技術上の基準—街区符号等をつけるための技術的な基準—が定められている。）

- 3 市町村は第2項の規定により街区符号等をつけたときは、住居表示を実施すべき区域、すなわちそのつけられた街区符号等によって住居表示を行う区域及びその期日並びに当該区域における住居表示の方法——街区方式か道路方式か——並びに街区符号等を告示するとともにこれらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

「街区符号等をつけたとき」とは、市町村が第2項の規定に従って自治大臣の定める基準にのっとり街区符号等をつける作業を完了したときのことをいうのである。

「実施すべき期日」とは、例えばその年の3月1日に作業が完了したときにこの街区符号等を実際に住民が用いて郵便等を出してもらう実施期日を1ヵ月先の4月1日にしようと考えた場合には、その4月1日をいう。

「これらの事項」とは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号等の告示事項全部をいうのではなくて、そのうちの通知先について必要な事項をいう。すなわち関係人が住民であれば、旧来の表示と新しい街区符号等の表示並びにその実施の期日だけで十分であろうし、その区域に支店がある会社の本店に通知するような場合のように、本店が通知先であるなら、住居表示を実施すべき区域及び期日並びにその支店の新しい街区符号等を通知すればよい。

第1章 住居表示に関する法律

しかし、都道府県知事には告示事項の全部を報告しなければならない。また、住居表示が行われた場合には、当該市町村の区域内だけでなく全国的に周知させるため、自治省においてその実施したものを官報に掲載しているので、都道府県にあっては管下市町村から報告があったときは直ちに自治大臣に通知することとなっている。

4 市町村は、第1項及び第2項に規定する措置、すなわち市街地につき区域及び住居表示の方法を決定し、街区符号等をつけるに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底をはかり、その理解と協力を得て行うよう努めなければならない。これは、この制度 자체が市民生活の便宜のためのものであり、この制度を維持発展せしめていくためには、社会連帶的な市民の協同の精神が必要だからである。

市町村は、その趣旨の周知徹底を図るため積極的なPRを行うとともに、審議会等を設定して十分な審議をつくすなど、住民の意向を反映するような方策を講ずべきである。また、市民も積極的にこの制度の意義を認め、社会連帶的思想と共同の市民生活に対する強い責任感のもとに、良識ある参加と支持を惜しまないようにしたいものである。

第3項の「関係人」とは、その実施区域に居住する住民は勿論であるが、必要があればその区域に所在する建物の所有者とか、あるいは法人の場合、そこが支店の所在地であるときは、本店というような関係者のことという。

「関係行政機関」とは、郵便局、地方法務局、警察署、消防署、県地方事務所、税務署その他の機関のことである。

(条例への委任)

第4条 前条第3項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

〔解 説〕

第3条により市町村が議会の議決を経て市街地につき、区域を定め、また、住居表示の方法を定め、これに基づいて告示した後において、家屋が新たに建築され、又は区画整理、道路のつけかえ新設等によって既につけられた街区符号及び住居番号を変更するか、新たにつける必要が生じてくる場合が多い。

本条は、そのような場合における手続その他必要な事項については、市町村の条例で定めることを要求している（昭和38年2月13日付け自治丁振発第23号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知「住居表示に関する条例準則（街区方式）について」参照）。

（町又は字の区域の合理化等）

第5条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならない。

2. 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

〔解 説〕

本条は、市町村が街区方式による住居表示を実施する場合にできるだけ区域を合理的なものとすること並びに町又は字の区域を新たに定めた場合に、当該町又は字の名称はできるだけ従来の名称に準拠するよう市町村に義務づけている規定である。

第1章 住居表示に関する法律

区域を合理的なものにするには、河川、道路、鉄道等の明確な施設によって区画しなければならない。

しかし、その対象となっている一定区画とその上を包括する町又は字の区域とが必ずしも地理的にうまく一致していない場合があり、また、町の区域が飛地になっていたり、町界線が入りくんだりしている。そこで、市町村は、このような場合街区を包括する区域としての町又は字の区域も街区の区画のしかたに合わせて明確な地物等によって整然と区画する必要が生じ、本条第1項の規定は、このような場合に市町村に整然とした区画にするよう期待している。

「不合理な町（字）区域であるかどうか」とは、当該町（字）区域が法第12条に基づき自治大臣が定めた実施基準に適合するかどうかということである（昭和38年7月30日付自治省告示第117号、改正昭和42年8月10日付自治省告示第131号及び昭和60年7月3日付自治省告示第125号「街区方式による住居表示の実施基準」第1の1を参照）。

このように整然とした新たな町又は字の区域が定められた場合には当該町又は字の名称は、第2項前段において、「できるだけ」従来の名称に準拠して定めなければならないと定められている。この場合の「できるだけ」とは、最大限または可能な限りという意味であり、当該町又は字の名称の定め方は、従来の名称に準拠するという原則を定めたものである。

「できるだけ従来の名称に準拠する」とされているのは、従来の名称が地域の住民によって永年慣用され、親しまれてきたものであり、しかも歴史、伝統、文化等のうえで由緒のあるものも多いことから、これに基づいて町又は字の名称を定めることが適当であるとされたものである。

なお、同条は、昭和60年の改正により、新たな町又は字の名称を定める際の原則を明確にするため、旧5条の後段を一部改正して第2項として設けたものである。

第1章 住居表示に関する法律

「読みやすく、かつ簡明なものにする」とは、町又は字の字体に常用漢字を用いる等して読みやすいものとし、まぎらわしい町名を避ける等誰にでもよく理解できるものとする趣旨である。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第5条の2 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

- 2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。
- 4 第2項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。
- 5 市町村長は、第2項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。
- 6 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることがない。
- 7 市町村の議会は、第2項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。
- 8 第2項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第1項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

[解説]

市区町村内の町又は字の区域を新たに画し、又はその名称を変更等するときは、地方自治法第260条に基づき所要の手続が行われる。

しかし、本条は、住居表示を実施するために行われる従来の町区域及び町名の変更をする場合には、住民の意思を尊重しつつ慎重に行う必要があることから上記地方自治法第260条の例外規定として設けられたものである。そのため、本条は、市町村長に議会の議決に先だって町区域及び町名等の変更の案を公示すること、住民からの変更請求があった議案の議決にあたっての議会による公聴会の開催等の手続きを踏むことを義務づけている（第1項）。

1 住居表示のための事業の円滑な促進のためには本条による公示と法第3条の議決との時期の関係が問題となるが、法第3条に規定する議決（住居表示の実施区域及び住居表示の方法）の有無は、住居表示を実施するにあたっての基本事項であることから公示前に議決されている必要がある。

公示の方法は、当該市町村の定める公告条例により、公示する図面については、変更にかかる町又は字の区域並びに町又は字の名称の変更が明示されていればよく、街区符号、住居番号までを示す必要はない。

また、住居表示のための事業は、住民の理解と協力がなければ、円滑な実施を期待できないものであるから、市町村長は公示とあわせて別途公示の内容を住民に理解されやすい形で広報紙等により周知徹底を図る必要がある。

2 本条は、公示された案について異議ある者が市町村長に対して変更

第1章 住居表示に関する法律

の請求をする場合の要件を定めている（第2項）。

変更請求できる期間は、公示の日の翌日から起算して30日までである。

変更請求できる者とは、①公示の日において、公示された案にかかる町又は字の区域内に住所を有すること、②公示の日において、当該市町村の議会の議員及び長の選挙権を有することを当該市町村の選挙人名簿に登録されていること、の二つの要件を満たしている者のことである。

「公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者」とは、①町又は字の区域に関する変更の請求については、当該処分により、町又は字の区域が新設され若しくは変更されることとなる区域をその全部又は一部とする区域に住所を有する者をいい、また、住居表示実施区域外に住所を有する者でも、公示された案により町区域が変更されることとなる区域に住所を有する者も該当し、②町又は字の名称に関する変更の請求については、町又は字の名称が変更されることとなる区域内に住所を有する者をいう。

なお、本条の変更の請求が認められているのは、あくまでも住居表示の実施のためにする地方自治法第260条第1項の規定による処分に限られ、通常の町区域の変更又は町名等の変更については本条の適用がない。

変更の請求は、請求の内容と理由をおおむね千字以内（図画2枚以内を加えることができる。）で一冊の文書にまとめ、変更の請求を行う者の住所及び生年月日を記入し、署名し印を押して行うこととされている（令第1条）。これらの手続については、特別な様式は定められておらず、また請求にあたり代表者を定める必要もない。

- 3 市町村長は、変更の請求があったときには、直ちに、当該市町村の

第1章 住居表示に関する法律

選挙管理委員会に対し、本条第2項に規定する者で当該変更の請求書に署名し印をおしたもののが50人以上であるかどうかの確認を求めなければならないこととされている（令第2条第1項）。選挙管理委員会は、確認にあたって、本条第2項に規定する変更の請求をすることができる資格を有する者であるか、また署名し印を押した者の数が50人以上であるかどうかだけを確認すればよく、署名し印を押した者の数が50人以上である場合は、必ずしも署名の順序にとらわれることなく、疑問のある者については、本人についてその確認をする等の方法により審査し、有効に署名し印を押した者が50人以上に達した時に直ちに確認すればよく、署名し印を押した者全員について審査する必要はない。なお、選挙管理委員会は、確認を求められた日から3日以内にこの確認を行い、変更の請求書に確認をした旨を記載して市町村長に返付しなければならないこととされている（令第2条第2項）。

- 4 市町村長は、変更の請求があった場合に、①その請求が法第5条の2第2項に規定する期間を経過してからされているものであるとき、②令第1条の規定に違反しているとき、すなわち変更の請求書によらず、又はその要件の一部を満たしていない変更の請求であるとき、又は、③変更の請求書に署名し印を押した法第5条の2第2項に規定する者の数が50人に満たない旨の令第2条第2項の規定による市町村の選挙管理委員会の確認があったときには、その変更の請求を却下しなければならないとされている（令第3条）。

（住居表示義務）

第6条 何人も、住居の表示については、第3条第3項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第2項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。